

令和4年2月

第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

会 議 録

開会 2月25日

閉会 2月25日

松阪地区広域消防組合

令和4年2月第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

議事日程第1号 令和4年2月25日 13時30分 開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第1号 副管理者選挙について
- 日程第5 議案第1号 令和3年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第2号 令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について
- 日程第7 議案第3号 令和4年度松阪地区広域消防組合会計予算
- 日程第8 議案第4号 令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について
- 日程第9 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 森 遥香 君 | 2番 | 野呂 一平 君 |
| 3番 | 小野 建二 君 | 4番 | 東村 佳子 君 |
| 5番 | 市野 幸男 君 | 6番 | 楠谷さゆり 君 |
| 7番 | 西口 真理 君 | 8番 | 松岡 恒雄 君 |
| 9番 | 堀端 脩 君 | 10番 | 野呂 一男 君 |
| 11番 | 中島 清晴 君 | 12番 | 久松 倫生 君 |
| 13番 | 坂口 秀夫 君 | 14番 | 久保 行男 君 |
| 15番 | 吉田 勝 君 | 16番 | 世古口哲哉 君 |
| 17番 | 乾 健郎 君 | | |

議場出席説明者

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 管理者 | 竹上 真人 君 | 副管理者 | 永作 友寛 君 |
| 消防長 | 松本 芳昭 君 | 消防次長 | 中川 悟 君 |
| 総務課長 | 村田 学 君 | 松阪中署長 | 深田 博行 君 |
| 松阪南署長 | 瀧 伸行 君 | 予防課長 | 竹岡 昭治 君 |
| 警防課長 | 村田 芳弘 君 | 救急課長 | 渡部 歩 君 |
| 消防防災課長 | 高橋 淳也 君 | 総合指令課長 | 道明 則幸 君 |

事務局出席職員

- | | | | |
|------|-------|----|------|
| 事務局長 | 白藤 哲央 | 書記 | 東條 新 |
|------|-------|----|------|

○議長（坂口 秀夫君） これより、令和4年2月第1回松阪地区広域消防組合議会定例会を開会いたします。議案説明のため、管理者以下関係者の出席を求めましたのでご報告いたします。また、議員の就任がございますので、ご報告いたします。令和4年2月5日 多気町長に再選されました久保行男氏が、組合規約第5条第2項第2号の規定により、当日組合議員に就任されました。久保行男氏の就任に伴い、志村和浩議員が辞職されておりますので、ご報告いたします。本日の議事は、お手元に配付いたしました「議事日程第1号」により進めることにいたします。

日程第1 議席の指定

○議長（坂口 秀夫君） 「議席の指定」を議題といたします。今回 就任されました久保行男議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議席番号14番に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（坂口 秀夫君） 「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により2番 野呂一平議員、15番 吉田 勝議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（坂口 秀夫君） 「会期の決定」を議題といたします。本日、開会前に議会運営委員会を開催願ひ、協議の結果、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口 秀夫君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

日程第4 副管理者選挙について

○議長（坂口 秀夫君） 「選挙第1号 副管理者選挙について」上程いたします。当組合の副管理者でありました久保行男氏は、令和4年2月4日、多気町長の任期満了により、組合規約第10条第2項の規定に基づく、副管理者の任期が、同日終了いたしました。よって、組合規約第10条第1項の規定により、副管理者選挙を行うものであります。おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口 秀夫君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。おはかりいたします。議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口 秀夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副管理者には、多気町長 久保行男氏を指名いたします。おはかりいたします。ただいま指名いたしました久保行男氏を副管理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口 秀夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました久保行男氏が、副管理者に当選されました。久保行男氏が議場におられますので、本席から会議規則第2

9条第2項の規定により告知をいたします。副管理者に当選されました久保行男氏よりご挨拶があります。

○14番（久保 行男君） この度は、皆様方の推薦、決定を頂きましてありがとうございました。当組合議会の副管理者ということにさせていただくことになりました。これから当組合議会の安定運営とそれから副管理者として議会運営を進めていきたいと思っておりますので皆様方のご支援とご協力を賜ればと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

日程第5 令和3年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第1号）

日程第6 令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について

○議長（坂口 秀夫君） 日程第5「議案第1号 令和3年度松阪地区広域消防組合 会計補正予算第1号」日程第6「議案第2号 令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について」以上、2議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（坂口 秀夫君） 永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第1号令和3年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号、並びに議案第2号令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第1号令和3年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号について、ご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願い申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,032万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億

5,542万円に定めさせていただくものでございます。年度末を控え、各事業の精算、あるいは実績に基づく調整等をさせていただいた補正予算となっております。続きまして、第2条債務負担行為並びに第3条地方債の補正につきましては、第2表、第3表でご説明を申し上げますので、3ページをお願い申し上げます。まず、第2表債務負担行為でございますが、新年度から直ちに必要となります救急相談業務に関する契約など2件で、それぞれ記載のとおり期間及び限度額を定めさせていただくものでございます。次に、第3表地方債補正の変更でございますが、入札等による事業費の減など記載のとおり、限度額を変更させていただくものでございます。6ページ、7ページをお願い申し上げます。それでは、歳入でございますが、補正内容は、収入の実績見込みでございますので、補正額の大きなものを中心にご説明を申し上げます。第1款分担金及び負担金は、7,465万5千円を減額させていただくものでございます。今回、歳出補正総額から、歳入第2款使用料及び手数料、第4款繰越金、第5款諸収入、第6款組合債の補正額を差し引きする中で、その充足額を市町分担金で調整を図ったものでございます。第4款繰越金2,260万5千円の追加は、前年度繰越金でございます。8ページ、9ページをお願いします。第6款組合債で、880万円の減額は、説明欄の事業の入札に伴う事業費の減などでございます。10ページ、11ページをお願い申し上げます。続きまして、歳出でございますが、補正内容は、各事業の入札差金等に係る精算や実績見込み等によるものでございますので、事業費の減額の大きなものなどを中心に、ご説明を申し上げます。第1款議会費10万5千円の減額は、説明欄に記載のとおり、議員報酬等、各事業の精算見込みによるものでございます。次に、第2款総務費は、消防本部の運営に要する経費でございまして、2,149万5千円を減額させていただき、4億2,203万2千円とさせていただくものでございます。一般管理費の内容でございますが、説明欄2一般職員給295万9千円の減額

は、職員手当等の見込みによる減、説明欄3 総務一般経費 879万5千円の減額は、ネットワーク回線など通信運搬費の減でございます。説明欄14防災無線運営事業402万6千円の減額は、三重県防災通信ネットワーク再整備負担金について、当年度必要としなかったため、減額するものでございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。12ページ、13ページをお願いいたします。次に、第3款消防費は、松阪市内の3署3分署の運営に要する松阪消防費、明和町及び多気町内の1署2分署の運営に要する出張所費並びに消防施設費に分かれております。第1目 松阪消防費は、3,151万3千円を減額させていただき、16億5,238万5千円とさせていただくものでございます。松阪消防費の内容でございますが、説明欄1 一般職員給1,225万7千円の減額は、業務・イベントなどの中止に伴う時間外勤務手当等の減、3 松阪消防一般経費338万円の減額は、通信運搬費、使用料及び賃借料の入札及び実績見込みによる減、11ブーム付多目的消防ポンプ自動車購入事業724万5千円の減額は、入札差金に係る備品購入費の減でございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。次に、第2目出張所費は、746万2千円を減額させていただき、5億5,952万円とさせていただくものでございます。出張所費の内容でございますが、説明欄1 一般職員給303万6千円の減額は、時間外勤務手当等の減、9 消防用資機材等購入事業122万2千円の減額は、入札差金に係る需用費の減でございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。次に、第3目消防施設費は、23万5千円を追加させていただき、754万5千円とさせていただくものでございます。説明欄1 施設管理運営事業の追加内容は、明和消防署及び松阪勢和分署庁舎の修繕料の増によるものでございます。14ページ、15ページをお願いいたします。次に、第4款公債費第2目利子1万2千円の追加は、令和2年度借入金利子について、予算計上額に不足が生じたため追加をお願いするものでございます。なお、16ページからの補正予算給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。以上、補正予算の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。議案第2号令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について、ご説明を申し上げます。26ページをお願いいたします。令和3年度市町分担金変更明細書補正第1号につきましては、先ほどの補正予算第1号に関連しての変更でございます。松阪市で5,896万6千円、多気町で733万5千円、明和町で835万4千円をそれぞれ減額させていただき、変更後の分担金合計を25億2,871万5千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（坂口 秀夫君）これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口 秀夫君）これにて質疑を終わります。これより討論採決を行います。議案第1号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口 秀夫君）これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第1号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第1号令和3年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号は原案どおり可決されました。

○議長（坂口 秀夫君） 次に議案第2号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口 秀夫君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第2号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございました。挙手全員であります。よって、議案第2号令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更については原案どおり可決されました。

日程第7 令和4年度松阪地区広域消防組合会計予算

日程第8 令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について

○議長（坂口 秀夫君） 日程第7「議案第3号 令和4年度松阪地区広域消防組合 会計予算」日程第8「議案第4号 令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について」以上、2議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（坂口 秀夫君） 永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第3号令和4年度松阪地区広域消防組合会計予算並びに議案第4号令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第3号令和4年度松阪地区広域消防組合会計予算について、ご説明を申し上げますので、議案書の27ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億3,562万3千円とさせていただくものでございます。前年度比較では8,012万5千円、2.8%の減でございます。前年度配備していただきましたブーム付多目的消防ポンプ自動車等3台の消防車両の整備が完了したことがその主な要因でございます。次に、第2条地方債でございますが、この内容につきましては、後ほど、第2表でご説明申し上げます。次に、第3条一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を、8,250万円とさせていただくものでございます。次に、第4条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で流用できるよう定めさせていただくものでございます。29ページをお願いいたします。次に、第2表地方債でございますが、高規格救急自動車購入事業でございます。限度額を1,874万円と定めさせていただくものでございます。32ページ、33ページをお願いいたします。それでは、歳入からご説明を申し上げます。第1款分担金及び負担金は、構成市町からの分担金で、26億7,441万1千円と定めさせていただくものでございます。この市町分担金につきましては、歳出総額に対する歳入第2款使用料及び手数料から第6款 組合債までの収入見込み額との調整により、ご負担をお願いするものでございます。第2款 使用料及び手数料561万8千円は、自動販売機設置などの庁舎等使用料並びに危険物関係の申請手数料などでございます。第3款国庫支出金1,366万8千円は、多気分署へ更新配備いたします高規格救急自動車購入事業に係る総務省消防庁からの補助金でございます。第4款繰越金3千円につきましては、前年度繰越金の科目設定でございます。第5款諸収入2,318万3千円は、雑入で、説明欄に記載の各収入でございます。第6款 組合債1,874万円は、説明欄に記載の事業に充当の消防債でございます。34ページ、35ページをお願いいたします。続きまして、歳出について、ご説明をいたします。まず、第1款 議会費67万円は、消防組合議会に要する経費でございます。次に、第2款総務費4

億4,480万3千円は、消防本部の運営に要する経費でございまして、前年度比較127万6千円、2.9%の増でございます。増加の主な要因は、会計年度任用職員の報酬ほか、救急相談ダイヤルの更新年度による委託料の計上によるものでございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。2 一般職員給3億2,915万円は、消防本部職員41名分及び再任用職員4名分の人件費でございます。15指令施設管理事業2,607万9千円は、無線機等の修繕料、検査手数料、消防救急デジタル無線設備及び、高機能消防指令センター設備の保守点検業務委託料などの運営管理費でございます。18救急相談委託事業1,386万円は、1か年分の救急相談業務委託料でございます。36ページ、37ページをお願いいたします。次に、第3款 消防費、21億7,740万5千円は、第1目松阪消防費、第2目出張所費及び第3目消防施設費の総額でございます。前年度比較8,078万5千円、3.6%の減で、その主な要因は、前年度更新した消防車両3台の整備が完了したものでございます。第1目松阪消防費16億1,168万6千円につきましては、松阪市内の3署3分署の運営に要する経費で、前年度比較では7,221万2千円、4.3%の減でございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。1 一般職員給14億2,436万4千円は、職員178名分及び再任用職員10名分の人件費でございます。8 消防用資機材等購入事業2,795万7千円は、消火、救急、救助活動用の消耗器材の補充、医薬材料費、備品購入費などでございます。10消防ポンプ自動車購入事業4,809万円は、松阪中消防署飯南分署への更新配備いたします消防ポンプ自動車の備品購入費でございます。次に、第2目出張所費5億4,792万5千円は、明和町及び多気町内の1署2分署の運営に要する経費でございまして、前年度比較では1,905万7千円、3.4%の減でございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。1 一般職員給4億7,085万7千円は、職員61名分及び再任用職員1名分の人件費でございます。11高規格救急自動車購入事業3,453万円は、松阪南消防署多気分署へ更新配備いたします高規格救急自動車の備品購入費でございます。38ページ、39ページをお願いいたします。次に、第3目消防施設費1,779万4千円は、各消防庁舎の修繕費などでございます。前年度比較1,048万4千円、143.4%の増でございまして、その主な要因は、松阪北消防署外壁改修工事、明和消防署照明灯設置工事などによるものでございます。次に、第4款 公債費1億1,264万5千円は、長期債償還元金と、長期債償還利子などでございます。次に、第5款 予備費は、10万円を計上させていただいております。なお、40ページからの給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしく願い申し上げます。以上、令和4年度予算の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の51ページをお願い申し上げます。議案第4号令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について、ご説明を申し上げます。52ページをお願いいたします。令和4年度市町分担金表につきましては、先ほどの令和4年度会計予算に伴う分担金でございます。松阪市は20億9,912万1千円、多気町は2億6,989万2千円、明和町は3億539万8千円とさせていただき、分担金合計を26億7,441万1千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂口 秀夫君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口 秀夫君） これにて質疑を終わります。これより討論採決を行います。議案第3号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口 秀夫君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第3号は

原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございました。挙手全員であります。よって、議案第3号令和4年度松阪地区広域消防組合会計予算は原案どおり可決されました。

○議長（坂口 秀夫君） 次に議案第4号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口 秀夫君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第4号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございました。挙手全員であります。よって、議案第4号令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金については原案どおり可決されました。

日程第9 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（坂口 秀夫君） 次に日程第9「報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（坂口 秀夫君） 松本消防長。
[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長（松本 芳昭君） ただ今上程されました、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）につきまして、ご説明申し上げます。議案書の53ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の委任による専決処分事項の指定を受けております 損害賠償の額の決定及び和解につきまして、令和4年1月17日に専決第1号として専決処分いたしましたことから、ご報告させていただくものでございます。それでは、内容につきましてご説明申し上げます。54ページをお願いいたします。損害賠償の額の決定及び和解の内容は、松阪市川井町地内において発生いたしました消防ポンプ自動車の公務上の物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関するものでございます。損害賠償の額は2万3,155円で、損害賠償の相手方及び和解の概要につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事故の状況でございますが、令和3年12月18日 午後4時30分頃、松阪市川井町地内の当該給油所において、給油後、道路に出る際に、前方障害物のため、切り返し後進させたところ、給油設備に接触させたものでございます。過失割合は当方が10割で、1月17日に示談が成立しているものでございます。平素から交通事故防止、安全管理については、繰り返して指導しているところでありますが、今回、本件相手方に損害を与えてしまいましたことに深くお詫び申し上げる次第でございます。今回の事故を受け、改めて車両の後進時には必ず誘導員を配置するなど基本的な車両運用について職員に周知したところでございます。今後とも、より一層、徹底を図って参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

[消防長 松本 芳昭君 降壇]

○議長（坂口 秀夫君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口 秀夫君） 以上で報告を終わります。以上をもちまして、今期定例会の案件は全部議了しました。今期定例会はこれにて閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

13時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副議長

議 員

議 員